

児童手当の申請はお済みですか

児童手当制度のことについては十一月号でお知らせしましたが、いまだに申請されない方が見受けられます。請求しないままに放置しておくと受給権、受給月、時効等に影響しますので早目に申請してください。

1、18歳未満の児童を三人以上養育し、そのうち一人以上が昭和四十七年一月一日現在満五歳未満であること。(昭和四十二年一月一日以降生れの児童が一人以上いること。)

2、児童手当の支給を受けるため

保育所だより

保育所への入所希望者がたくさんあるのに希望しても入所できない希望者は全員入所させるのが当然である。こんな声を最近よく耳にします。

児童福祉法に位置づけられている保育所は保護者の労働又は疾病等の理由により保護者の保育を受けることのできない児童、つまり保育に欠ける児童、これらの保育に欠ける児童を保護し、世話し、温く包み、教育というよりも児童の不安を除いてやり、児童をまもり育てることを目的とした社会福祉施設であります。従って教育を目的とした幼稚園ではなく義務教育機関ではありません。

しかし現代の一般的傾向としてこのように考えかたそのものを全面的に否定するものではありません。最近の一般的傾向として1子児を保育所へやると大人になると、2近所の子供が保育所へゆくと、とり残された感じになる。友達がいなくなる。3幼稚園を望む声が最近特に多い。4希望者は全員入所させるべきである。5子供がいなくて育児に余分な神経を使わなくて済む、じゃまものがいないと自由な時間ができる。7、二、三歳児の入所希望者が増加している、その子の集団生活の適応性など全く無視されている。以上が受付窓口で感じられること。

とがらであり、要はなにがなんでも保育所へやりたい。入ってしまったら混合保育はいいや。もっと早く字を教えてもらいたい。いたるところに親のエゴが覗かれ、考えかたそのものが幼稚園にすり変えられていくのが現状である。

要は子供は幼稚園か保育所へという時代を反映しているものであるが町村財政にも限度があり、又保育所という位置づけから見た場合、安易に新增設が可能なものではないと考えられます。

入所申請は

一月二十日から三十一日まで

- 昭和四十七年度の保育所入所申請を受付ます。
- 申請期間 昭和四十七年一月二十日から一月三十一日まで
 - 申請書提出場所 役場厚生課
 - 申請書提出 各部落町内会長又は役場厚生課にありませう。
 - 昭和四十六年度(現在保育所在籍児童)より引き続き入所する児童の申請書は各保育所で配布し、それを取りまわりますから保育所より連絡の行くまでお待ち下さい。
 - 保育所へ入所できる国の基準 保育所へ入所できる児童は、その家族が次のいずれかの事情にある場合です。しかしその家庭の母親以外の人が児童の保育ができる場合は除かれます。

- (1) (家庭外労働) 児童の母親が昼間家庭外で仕事をすることが普通な場合
- (2) (家庭内労働) 児童の母親が昼間家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をすることが普通な場合
- (3) (母親のいない家庭) 母親の死亡、行方不明、拘禁などの理由により母親がいない家庭の場合
- (4) (母親の出産等) 母親が出産の前後であったり、病気があったり、心身に障害があったりするので、その児童の保育が出来ない場合
- (5) (病人の看護等) その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、母親がいつもその看護にあたっており、その児童の保育が出来ない場合
- (6) (家庭の災害) 火災や風水害や地震などの不幸がありその家庭

又、施設の規模、能力に応じ定員が定められています。この定員はあくまでよりよい保育、つまり保育の子供をみれる限度、危険防止等重要な役割を果たすものであり、決して無視すべきものではありません。したがって希望者を含めて受け入れかねるのが現状であり、二、三歳児から幼稚園的な考えかたのもとに入所希望者が増加するならば保育所の入所難は今後益々深刻になるでしょう。

●注意事項として
例年申請書を審査しておりますが、次の点が欠けておられるのが多く、事務整理上とても困っております。特にご注意ください。

(ア) 母親が出産の場合の妊娠証明書又は病人のある場合、その病人が常時介護を要する旨の医師の証明書の添付

(イ) 母親が内職等の仕事をしておる場合、内職の種類及びその月収の金額を記入する事

(ウ) 保育料の算定基準は児童の両親及びその祖父父母等が勤務しておる場合、得税額は合算されまますので給与者はそれぞれの源泉徴収票を添付する事

(内職等の収入で税額が出ない場合は含まれません)

(昭和四十六年一月一日以降、黒埼村に転入された方は必ず前住所地より昭和四十六年度分市町村民税課税証明書の交付を受け添付して下さい。

その他、申請書と同時に保育入所案内のプリントを配布しますので熟読の上ご記入下さい。

●本年度の成人式は八月に決定
去る十二月十五日、公民館において、社会教育委員、公民館運営審議委員による合同会議の席上、本年度の成人式の期日等について慎重なる審議の結果、八月という声が多多数を示め、本年も昨年に引き続き、八月に実施する事に決定、日時については未定です。

水道管のハレツ(凍結)に注意しましょう

文化財史料館が完成

名称は

「黒埼常民文化史料館」と

前号でもお知らせのとおり、このたびようやく、文化財史料館が完成した。この館は本場の旧武田源助家を復元し、この由緒ある館を永久に保存するとともに今日まで多くの方から暖かいご理解と協力を得、明治・大正・昭和初期に使用してきた、民具や生活必需品、や農具等の寄贈物や、緒立遺石、的場遺石から発掘された、縄文式土器類、弥生式土器や石器類等の文化遺産の保存と、地方文化の向上に資するため、総工費五百万円を投じ、復元にあたったわけである。

農作物共進会表彰者

- 各種目一位のみ(敬称略)
- 一、米の部(個人) 木場新田 五十嵐芳朗
 - 一、米の部(団体) 小平方分
 - 一、苗代の部 板井二 永井 義男
 - 一、チューリップほ場の部 金 巻 近藤 重鴻
 - 一、チューリップ切花の部 山田上 遠坂 茂
 - 一、ハウスの部 木場 武田 実



12/16撮影

場所 緒立八幡宮のすぐ東側
面積 六十三坪
総工費 五百万円
工事者 石附組
交通 新潟亀田内野線(バス) 大野町十十分 緒立温泉前下車、徒歩七分
入館料 大人 三十円 小人 二十円 (中学生以下)

団体 (二十人以上)
大人 十五円
小人 十円

武田家の由来

現武田家は旧曾根義民、高橋源助の後えいでその祖高橋源助は甲斐武田信玄の一族の勇将十八人衆の一人で武田氏の滅亡に際し、越後に退れ、百姓となり後根に高橋姓を名のって割元役となった。その長子も割元役を嗣ぎ曾根郷の農業開発に力を注ぎ、その治下に見るべきものがあった。特に水利開田に着目、用水路の開削を藩に建議し、藩役人の容とてころならざるも数次に亘って強引に建議した結果許され、この工事の指揮に当り念願の通水の日に不成功に終り遂に処刑されるに至った。

輸出関係緊急融資のお知らせ

- 国民金融公庫では、ドルショックの影響を受ける輸出関連の中小企業の方々のために特に長期、低利の緊急融資を行なっておりますのでお知らせします。
- 融資額 五〇〇万円以内
 - 融資期間 三年以内必要に応じて五年以内
 - 据置期間 一年以上以内
 - 利率 年六・五%(融資額および融資期間により若干異なるります)
 - 資金の使いみち 滞貨、減産および転業に必要な資金
 - 融資の対象となる方

輸出関連の中小企業者で、ドルショックによる影響を受けている方

●申込みの手続き
(一) 都道府県または市町村に「輸出関連企業被害等確認申請書」を提出し確認を受けて下さい。なお、この確認申請手続きについては商工会議所、商工会等でお取りつけする場合もありますのでご相談下さい。

(二) この確認書を公庫の借入申込書に添付して支店または、代理店、商工会議所、商工会等に提出して下さい。

ゆる礎造り(土台のない石の上に直接柱を立てる、復元後は腐蝕が激しい土台にのせた)で江戸前期の農家の建築様式が伺われる。真中門は盛り土の上に建てられた中二、三階造りで大河津分水完工前の信濃川、中ノ口川沿岸の蒲原地方の湛水農地、水害地帯農家の水害に備える住民の生活の知恵のあらわれた典型的標本として貴重である。

●火事だ、一九番へ 早い通報 少ない損害
昭和四十六年上半年期における全国の大震災火災件数は、三九五〇四件に達し、前年同期に比べて、〇・六%の減少であります。これは一日当り二一八件、約六分三十秒に一件の割合で火災が発生していることとなります。従って近年の傾向は火災による死者が少なくなり、九二五人の尊い生命が失われております。これらの原因はいずれも不注意によつて生じた惨事が九〇%を占めている実情からして常々いかに防火に対する、注意が必要であることを感じざるを得ません。又冬季にかけて家庭内には火の取り扱いが多くなり火災が発生し易く、大火になり易い悪条件の時期であることから火の元には充分ご注意ください。

●今燃えようとしている火がそこにある 火の元には充分注意いたしましょう、消防本部より

大型湯沸器・ガス風呂に排気筒をつけましょう

ガストーブ使用のみなさん、ときどき換気を